平成２１年（フ）第７１３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目８番地３306号、前住所滋賀県近江八幡市上田町1045番地７
破産者　北岸　幸則
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
京都府福知山市字長田1296番地
破産者　高橋　リサ
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
京都府福知山市字長田1296番地
破産者　ハングアウトＳ．Ｚ．Ｃ．Ｆこと　高橋　利浩
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第２０１号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原1094番地の10
破産者　土屋　義美
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第３７８号
和歌山市杭ノ瀬12番地の15
破産者　硲木材工作所こと　硲　　義一
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２５６号
和歌山県有田郡湯浅町大字青木241番地18
破産者　柑本　貴可
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７３号
和歌山県橋本市高野口町伏原995番地１　ドゥライラート101号、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町名古曽495番地１
破産者　堀内　俊行
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６２８号
和歌山市狐島371―３　松島コーポ205、住民票上の住所和歌山市北島268番地
破産者　佐武　　誠
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６９１号
和歌山市津秦256番地の４
破産者　南本　兼市
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０６号
和歌山県岩出市中島611番地の１　110号
破産者　佐々木美喜
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第１３９号
福岡県大牟田市花園町１番地５
破産者　石橋　和子
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
熊本県菊池市隈府1025番地２
破産者　髙野　雅彦
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
大分市明野東３丁目９番10号
破産者　本田　　寛
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６３７号
大分県別府市大字鶴見701番地
破産者　前野　祥子
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１１８号
大分市大道町２丁目２番３号
破産者　羽瀬　郁雄
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成１８年（フ）第３９４号
奈良県橿原市縄手町379番地
破産者　丸仁染工株式会社
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　７棟103号
破産者　関口　初子
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第２９５号
宮城県加美郡加美町字西町83番地の１
破産者　株式会社やません
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第５２６号
金沢市出雲町イ430番地
破産者　株式会社オフィスタニグチ
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６８号
長野市柳町48―４グランドメゾン長野402号、開始決定時の住所長野市大字長野西町550番ロ号・551番合併地
破産者　被相続人渡辺亨相続財産
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係